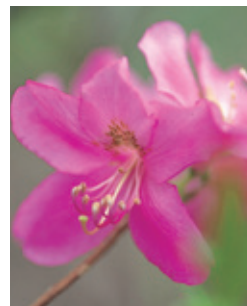




人と自然が育む美しい村



村の木：シラカバ



村の花：ムラサキヤシオ

～やすらぎと潤いのふるさとをめざして～



赤井川中学校卒業式／2022年3月15日

02 特集「むらバス」本格運行スタート！

04 村政執行方針

07 教育行政執行方針

09 トピックス 令和3年度第3回学校運営協議会・赤井川小学校6年生を送る会 ほか

11 健康支援センターだより 令和4年度保健事業計画・ヒトパピローマウイルス ほか

12 むらの事件簿 赤井川駐在所桜本所長勇退・余市警察署だより 春の全国交通安全運動の実施 ほか

13 お知らせ伝言板 4月から役場の行政機構が変わります・令和4年度悠楽学園大学参加者募集 ほか

20 赤井川村写真館・編集後記

2022

4

No. 683

特集

「むらバス」本格運行！

令和4年4月より運行する「むらバス」についてご紹介します。

■赤井川村路線バスの歴史

昭和8年

赤井川村・余市町・銀山間のバス運行開始（余市赤井川自動車合資会社設立）

昭和18年

北海道中央乗合自動車（現在の北海道中央バス）に併合

昭和23年

余市町へ営業所が移転

昭和38年12月

冬期間のバス運行開始



赤井川、余市間バス運行 赤井川停留所前 昭和38年12月

令和元年12月

日曜日・祝日全便運休
赤井川村が代替交通運行（赤井川村地域公共交通バス）

令和2年11月

バス路線の存廃協議申し入れ

令和3年10月

令和4年4月からのバス運行内容の検討に向け2ヶ月間の実証運行を行う

令和4年3月31日

北海道中央バス赤井川線廃止



令和4年4月1日

むらバス運行開始
※一部赤井川村史より抜粋しています。

過去の広報あいがわなどですでに住民の皆さまにお知らせしておりましたとおり、令和4年3月31日をもって「赤井川線」は廃線となり、79年の歴史に幕を降ろしました。
赤井川村を公共交通空白地域にしないため、様々な機関との協議や住民の皆さまとの懇談を経て、2ヶ月間の実証運行、そして、この4月から「むらバス」が運行されます。

■むらバスの特徴

○中央バス赤井川線、赤井川村公共交通バス、実証運行の結果から**平日ダイヤ**と**土日祝日ダイヤ**として、**運行時刻**及び**運行ルート**が**新しくなります！**

時刻表は3月1日に区会回覧にて全戸配布しておりますので、そちらをご覧ください。

○朝の通勤・通学に利用しやすい**快速便の運行**を行います！

○従来の赤井川線から**一部路線が延伸**となります！

《赤井川村内延伸区間》



延伸区間
常盤～キロロマウンテンセンター

《余市町内延伸区間》



延伸区間
余市駅～黒川12丁目
(勤医協余市診療所付近)

※4月4日（月）～11月30日（水）の期間中は、土日祝日のみ「キロロマウンテンセンター」に立ち寄りますが、平日は「常盤」発着です。

○運賃は**一定区間ごとに一律料金**です。

	一般	高校生以下
赤井川村⇄余市町	300円	200円
赤井川村内	100円	100円
余市町内	200円	200円

※未就学児は**無料**です。

※現金以外はご利用いただけません。
ご了承ください。

○運行車両は「むらバス」と表記されているマイクロバスです。

○4月1日より、バス停「黒川12丁目」は「**コープさっぽろ余市店前**」と変更になります。

■これまでのバスとの違い

- 「冷水峠」から「合同青果市場前」の間のバス停を撤去し、バス停「冷水峠」から余市町内の「生活館前」までフリー乗降区間が延長となります。
乗車の際は、運転手に見えるよう手をあげてください。
また、降車の際は、事前に運転手にお知らせください。
- 余市町内のバス停の「青葉団地」と「黒川9丁目」は撤去となります。
- 運賃のお支払いは、**定期券**もしくは、**現金（前払い）のみ**です。おつりが出ないようご協力をお願いいたします。
定期券の金額、購入場所など詳細については4月1日配布の区会回覧をご覧ください。
- 従来の赤井川線から**停車するバス停が変わっています**。



■むらバスの外観

《正面から》



《後ろから》



《横から》



- 前後左右に「赤井川村むらバス」と書かれています。
- 乗降車用ドアは運転席横の1か所のみです。乗車・降車の際はお気を付けください。



○お問い合わせ
お問い合せ
■お問い合わせ
○総務課総務係
Tel 34-6211
○運行委託業者
有限会社赤井川ハイヤー
Tel 34-6259

赤井川村は、この「むらバス」が「使いやすくなつたね」、「久しぶりにバスに乗りうかな」、「バスに乗るのもいいものだね。」と、皆さまに言っていただけの方に乗車していただけるよう、また、たくさんの方を乗せていただけるよう努めます。

普段バスを利用されている方はもちろん、いつもは自家用車等を利用しバスを利用しない方も、赤井川村を訪れる方もぜひ、「むらバス」をご利用ください。皆さまのご乗車を心よりお待ちしております。

村政執行方針

はじめに

令和4年第1回定例会の開会に当たり、村政執行への所信を述べさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症への対応も3年目に入り、国内外を問わずまだまだ先行きの不透明感があり、村内においても、宿泊を含む観光事業や各種イベントなど、人流を必要とする経済活動は依然として厳しい状況が続いていると認識しております。

しかし、ワクチン接種の効果もみられ、今日まで村内で日常生活を送る上では、極端な混乱が発生していないことが、せめてもの救いだと感じており、村民の皆様をはじめ、各事業者における感染対策の取り組みのたまものだと考えています。

この一年、村としては、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金をはじめ、各種国費事業などを活用しつつ、住民生活や事業者支援をはじめ各種行政サービスの提供や公共インフラの改修など、コロナ後を見据えつつ村政運営を進めてまいりました。

つきましては、令和4年度の村政運営におきましても、引き続きコロナ感染予防対策に注意を払いながら「第4期総合計画後期基本計画」と「第2期赤井川村創生総合戦略」を基本に据え、財政の安定化も念頭に置き、進めていく所存であります。加えて、公共を支えるのは役場や村民のみならず、民間企業や村に所縁のある村外の方々との協働が重要であると考えており、人と自然の調和を保ちながら持続可能な開発計画に取り組み企業との連携も大事にしつつ、村内に賦存する様々な資源を活用し、更なる関係人口の増加を目指したいと考えています。

村政運営に臨む基本姿勢

令和4年度の村政運営の基本姿勢としては、新たに組み込むもの以外、これまで継続的に取り組んできた住民サービス等の施策を大きく変更する考えはありませんが、財政の安定化を念頭に、様々な影響も考慮しつつ見直し等も行いながら引き続き進めたいと考えております。

また、介護・福祉（域内交通含む）、医療、農業、観光など村内において、住民生活に直結する課題が数多くある事を踏まえ、ひとつひとつ丁寧な議論を重ね、次の3つの視点を持つて優先順位を見極めながら着実に取り組みたいと考えています。

1 元氣と活力を感じる村づくり

1つ目は、「元氣と活力を感じる村づくり」です。働く世代の減少は村の元氣と活力を低下させる大きな要因のひとつであり、基幹産業である農業と観光・リゾート産業に元氣がなければ、働く世代の定着は見込めず、村全体に活力が感じられなくなってしまう。

このため、「農業振興計画」を基本に持続可能な農業振興に取り組みます。

また、観光においては観光地域づくり法人を中心とした活動やキロ口、道の駅などの活動を側面的に支援し、食を通じた観光やふるさと納税などで築いた、関係人口（交流人口）の拡大への取り組みを引き続き推進します。

また、カーボンニュートラルを念頭に、地熱利用を柱とした「赤井川村エネルギービジョン」に基づく、再生可能エネルギーを活用する各事業は、民間が進める自然エネルギーの活用事業と連携させることにより、将来働く世代の増加に結びつく可能性を含む事業であり、住んでいる人も訪れる人も活力を感じる村になるよう取り組みます。

2 安心して暮らせる生活環境の確保

2つ目は、「安心して暮らせる生活環境の確保」です。

村民一人ひとりが生涯にわたって心身ともにいきいきと暮らせるようにするには、保健・医療・介護サービスの向上や域内交通の確保、さらには子育て支援などを充実させることが、生きがいとなる日常生活にするためにも必要なことです。

しかし、本村の限られた財源と人的資源を考慮すると、全てを充実させ継続することは難しいことです。加えて、余市、小樽を生活圏とする多くの村民にとって、幹線交通や域内交通の確保は、安心して暮らすために重要な条件の一つでもあります。

このため、福祉・医療・介護に関する課題については、村と社会福祉協議会や地域包括支援センター等の関係機関が引

き続き連携を密にし、分野別に課題と役割分担を明確にしたなかで、地域の方々にも協力をいただき、協働関係を築きながら、課題解決が円滑に進むよう取り組みます。

3 公共インフラなど公共施設の計画的整備

3つ目は「公共インフラなど公共施設の計画的整備」です。

道路・河川・橋梁をはじめ、上下水道や公営住宅などの公共施設は、これまでも村民生活の基盤であることから計画的な整備を心がけ、老朽化した施設も財源を考慮しつつ、各種長寿命化計画などを策定し、維持補修を行ってきました。

特に多くの経費を要する大規模工事については、国費・道費補助や財政措置率が高い有利な起債を活用するなど、財源確保を模索しながら優先順位を考慮し取り組んできました。

このため、本年度も継続性や緊急性のあるものや、防災対策など優先度の高い施設の整備や補修を重点的に進めます。

政策展開の重点事項

1 コロナ後を見据えた地域活力の醸成

①農業の振興
基幹産業である農業振興は、これまでも村の重点施策として様々な取り組みを進めてき

令和4年度村政執行方針

しました。なかでも土づくり、ビニールハウス栽培の振興、優良農地の確保対策などは継続的に取り組んできたところです。近年は有害鳥獣の対策もその比重は大きくなっております。ただ農業を取り巻く課題は多く、今後も課題を整理しながら着実に解決に向けた取り組みが必要とされているところです。

このため、昨年度策定した「農業振興計画」に沿って、次の事項について重点的に取り組みます。

- ・道営農業農村整備事業による農地基盤整備事業
- ・落合ダム・関連設備の適切運用と農業用水の安定供給
- ・優良農地確保対策と農地流動化対策の強化
- ・新規就農希望者就農支援の推進
- ・農業振興補助事業の評価と新しい施策の検討
- ・農業振興センター（育苗施設）の在り方と運営の検討
- ・有害鳥獣駆除対策の効果的実施と人材育成
- ②林業の振興

村有林を主体に、民有林においても多面的機能を持つ森林資源の保全と活用を計画的に進めており、引き続き赤井川村森林整備計画に沿った事業を進めます。

特に村有林の伐期齢に達した立木の活用については、カー

ボンニュートラルも視野に伐採・育成計画を作成したうえで進めます。

・森林環境譲与税の「活用基本方針」に基づく支援

・冷水峠展望所の計画的整備

・村有林造林事業計画の策定

③商工業の振興

村内で事業展開する事業者は、小規模ながら新規事業に挑戦し、業績を伸ばしている先例も有り、村の産業の一翼を担っています。

これらの事業者は、商工会へ結集し経営の安定化を目指していることから、引き続き商工会のリーダーシップを期待し支援を行います。

・商工会運営の安定化を図るための支援

・経営改善や新規開拓事業取り組みへの支援

④観光の振興

村の観光は、キロロを核としたリゾート観光と道の駅や温泉を核としたドライブ観光に分けられますが、いずれも新鮮で美味しい農畜産物を活用した「食」がキーワードになります。

また、有志により農業体験や農泊のプランニングを実施に繋げる動きもあると聞いております。

このため、観光地域づくり法人赤井川村国際リゾート推進協会を中心とした観光振興が促進されるよう、引き続き支援

します。

また、ふるさと納税のPR活動も含め、食と観光が有機的に結びつくよう取り組みを進めます。

・赤井川村国際リゾート推進協会（DMO）の活動支援

・ウィズコロナ・アフターコロナの観光振興支援

・道の駅「あかいがわ」地場産品の販売促進支援

・観光振興財源（宿泊税）の確保に向けた検討・協議

⑤再生可能エネルギー関連事業への展開

「赤井川村エネルギービジョン」に基づき、地熱や水力など持続可能な再生可能エネルギーを活用した事業の促進を目指します。

特に温泉熱利用については国費を活用し、新たな温泉源の掘削事業に着手するなど、エネルギービジョンの具現化とともに、ゼロカーボンの推進に取り組めます。

また、民間主体で進められる事業については、国の法令遵守を基本とし、村の「再生可能エネルギー発電施設の設置等に関するガイドライン」に沿った事業者対応を徹底し、開発と保全のバランスをより一層心がけながら、その対応に当たります。

・温泉熱エネルギーを活用した公共施設の整備
・民間地熱発電・水力発電計画

への側面的支援

・ゼロカーボン推進戦略の策定

2 村民と協働する行政の展開

全ての村民が心身ともに健康でいきいきと生活できるよう、保健・医療・高齢者福祉・介護、子育て支援などの事業を各計画に基づき実施します。

特にデイサービスセンターは、4月から指定管理者が運営を担うことから、健全な運営と利用者の満足度アップを目指し、村との連携を含め運営に万全を期します。

消防・防災については、北後志消防組合赤井川支署との連携を強化しており、引き続き緊急時の迅速な対応に努めます。

また、令和3年度末に企業版ふるさと納税制度を活用して寄贈された救命救急対応救急車については、装備や訓練など、準備が整った段階で、現有の職員体制により対応可能な範囲で救急救命運用を開始します。

余市赤井川幹線公共交通については4月からの運行が始まることから、今後は域内交通確保についての取り組みを加速させます。

なお、次の重点事項については村民の皆様との積極的な協働を必要とする施策もあることから、各事業については引き続き丁寧な説明を第一に進めます。

①保健・医療

・各種健診、健康教育・健康相談等の充実

・自主的な健康づくり・体力づくり活動の支援

・各種健康教育活動による健康管理意識の醸成

・新型コロナウイルス感染症対策の推進

・地域医療体制の充実に向けた総合的な検討促進

②子育て支援

・へき地保育所の保育内容の充実

・妊婦・新生児訪問、個別相談等母子保健事業の推進

・保育所と学校の連携による継続した支援体制の強化

・新生児聴覚検査支援

・産後ケア事業の取り組み

③高齢者支援（生きがい対策・介護）

・悠楽学園大学の内容充実

・介護三事業の適正管理

・一般介護予防の充実（高齢者サロン、運動教室）

・総合相談支援の充実

・認知症施策の推進

・在宅医療・介護連携の推進

④障がい者支援

・北後志自立支援協議会等を活用した相談支援体制充実

- ・生活支援体制整備事業の強化
- ・たすけあい隊活動の推進
- ⑥ 社会保障
 - ・マイナバーカード村民保有率の更なる向上
 - ・国民健康保険、後期高齢者医療保険事業事務の円滑化
- ⑦ 消防・救急
 - ・災害時連携対応の強化
 - ・救急救命体制の段階的運用
 - ・日常的な福祉・介護分野との連携
- ⑧ 移住定住対策
 - ・ふるさと納税と連携した施策のPR活動
- ⑨ 防災対策
 - ・整備された防災設備の適正管理と運用訓練の実施
 - ・学校教育活動と連携した防災教育活動の実施
- ⑩ 地域公共交通対策
 - ・地域公共交通バス（むらバス）の運行開始と利用促進策の展開
- ・域内交通整備の実施
- 3 公共インフラなど公共施設の計画的整備

- ・村道舗装補修工事
- ② 河川整備
 - ・河川整備については、異常気象による防災対応が重要となることから、河道内に堆積した土砂や立木の撤去を計画的に行います。
 - ・緊急自然災害防止対策事業債を活用した河川整備工事
 - ・緊急浸没推進整備事業を活用した河川護岸工事
- ③ 橋梁整備
 - ・老朽化した橋梁については、「橋梁長寿命化計画」に基づき整備します。
 - ・富田線富田橋橋梁補修工事
- ④ 簡易水道の整備
 - ・安全な飲料水を供給するため、適正な管理を継続すると共に、老朽化した施設については計画的に更新を行います。また、緊急時の防災対策にも取り組みます。さらに、水道事業の効率化、経営改善を図るため、令和6年4月1日開始となる公営企業会計化に向けた準備を進めます。
 - ・量水器取替工事
 - ・都地区簡易水道施設（取水口）の更新
 - ・簡易水道事業地方公営企業法適用に向けた準備
- ⑤ 下水道の整備
 - ・施設整備後20年以上経過していることから、老朽化した機器類について「ストックマネジメント実施方針」を策定し、更新を進めています。また、下水

- 道計画区域外における合併浄化槽の普及啓発も継続して行っており、設置者への支援も引き続き行います。さらに、水道事業同様、事業の効率化、経営改善を図るため、令和6年4月1日開始となる公営企業会計化に向けた準備を進めます。
- ・公共下水道ストックマネジメント実施方針に基づく施設改修
- ・公共下水道事業地方公営企業法適用に向けた準備
- ⑥ 公営住宅などの整備
 - ・老朽化した公営住宅については、「公営住宅長寿命化計画」に基づき建て替えやリフォームを進め、活用が出来なくなつた村営・村有住宅は取り壊しを引き続き進めます。
- ・村営中央団地個別改善改修工事
- ・村有住宅（赤井川地区）解体工事
- ⑦ その他公共施設の整備
 - ・各施設の管理は、「公共施設等総合管理計画」に基づき延命化を図りながら村民の利用に支障が出ないよう計画的な維持補修に努めます。
 - ⑧ 生活廃棄物及びし尿の処理
 - ・可燃ごみ及び資源ゴミについては、「北しりべし廃棄物処理広域連合」の処理施設、不燃物については、村の一般廃棄物処理場で適正に処理をしておりますが、今後もゴミの減量化と分別の徹底は必要であると

- 考えています。北後志衛生施設組合のし尿処理施設については老朽化対策として新たな施設整備の設計が終了し、本年度から本体施設整備に向けて計画を進めることが合意されています。
- 4 財政安定化への取り組み
 - ・実質単年度収支で歳入と歳出のバランスが取れていない状況を改善し、財政を安定化方向へ向けるには、新型コロナウイルス感染症収束後の情勢を見据えつつ、昨年も申し上げましたが、国費・道費の助成制度の活用はもとより自主財源の確保や民間企業との連携を積極的に展開しなければならな
- いとと考えています。
- このため、5年後の令和8年度を目標に設定した「財政健全化アクションプラン」を新年度中に明確にし、健全化に向けた取り組みを推進したいと考えております。
- また、デイサービスセンターの指定管理制度への移行を機に、内部組織機構と特別会計を見直し、業務の効率化を進める所存であります。
- 以上の考え方を基本に置き、令和4年度の各会計の予算を次のとおり提案させて頂きま

- 国民健康保険特別会計
 - 42,859千円
 - 簡易水道事業特別会計
 - 105,572千円
 - 下水道事業特別会計
 - 75,117千円
 - ◆ 総計
 - 2,874,113千円
- 以上、令和4年度の村政執行方針について述べさせて頂いたことができました。
- 私たちを取り巻く世界は、新型コロナウイルス感染症の出現により明らかに変わりました。
- 経済や人の動きは元より、価値観や人間の生き方そのものも変わってきていると感じます。
- この新しい時代や環境に対応し、村を元氣にして次の世代に引き継ぐのは、今を生きる我々の責任であり、また使命であると強く感じております。
- 私自身、村長の任期最終年度であることから、「持続可能な村となるための基礎づくり」最終年度と位置づけ、村政運営に臨む所存でありますので、引き続き村議会議員の皆様と村民の皆様の深い御理解と御協力を心からお願い申し上げます。

■ 後期高齢者医療特別会計

2,633,000千円
17,565千円

■ 一般会計

2,633,000千円

教育行政執行方針

はじめに

令和4年第1回定例会の開
会に当たり、赤井川村教育委
員会の所管行政の執行に関す
る主要な方針について申し上
げます。

人口減少やグローバル化の
進展などにより人々の価値観
や生活様式が大きく変わると
ともに、新型コロナウイルス
感染症の拡大により先行き
が不透明な状態が続いており、
従来の知識や経験だけでは答
えを見つけることが難しい時
代となっています。

このような時代に、様々な
困難に向かってよりよく生き
ていくためには、自分のよさ
や可能性を認識するとともに、
あらゆる他者を尊重し、協働
しながら社会の変化を乗り越
えていくことが必要であり、
教育には子供たちが豊かな人
生を切り拓き、持続可能な社
会の創り手となることができ
るよう、その資質や能力を育
成することが求められています。

また、このような時代だか
らこそ、生涯学習の理念に基

づき、村民一人一人が学び続
け、豊かな人生を送ることが
できるよう、学習できる環境
を整えることが大切であると
考えております。

本年度も引き続き、村議会
議員並びに村理事者のみなさ
まの深い御理解と村民各位の
温かい御支援の下、教育の諸
活動が円滑に推進できるよう
取り組んでまいります。

教育行政に臨む基本姿勢

こうした認識の下、教育行
政推進の基本姿勢を申し上げ
ます。

一つ目は学校教育について
です。SDGsの理念である
「誰一人取り残さない」という
考え方を基本とし、持続可能
な社会を形成していくために
児童生徒が自ら考え、解決し
ていくための手段としてICT
の活用、コミュニケーション
能力の育成をすすめていく
ことが必要であると考えてい
ます。

また、これからの時代にお
いては知識を得ることを主と
した教育から、個人の長所や
優れた部分を発見し、伸ばし

ていくことを中心とした教育
でなければならぬと思ってい
ます。

子供たちの資質・能力の育
成に向けては、「個別最適な学
び」と「協働的な学び」を一
体的に充実させることが重要
であり、GIGAスクール構
想で整備されたICT環境を
最大限に活用し、すべての子
供たちの可能性を引き出すよ
う努めます。

また、保育所と小学校、小
学校と中学校が連携し、個々
の学びと育ちを支える赤井川
スタイルの取組の充実を図る
とともに、教育環境の整備を
進めながら、村全体で子供た
ちの「生きる力」を育む教育
の実現に努めます。

二つ目は社会教育について
です。社会教育では、「第四期
赤井川村総合計画」後期基本
計画の策定を受け、「第12期赤
井川村中期社会教育行政計画」
の見直しを図り、令和4年度
に向けた後期計画を策定した
ところですが、これに基づき、
点検・評価を行いながら関係
機関・団体・学校・地域の機
能を生かした事業実施に努め
るとともに、社会教育施設の

運営について計画的な維持管
理に努め、村民にとって日常
的に使いやすい施設となるよ
う努力します。

また、コミュニティスクー
ルの取組による、学校教育と
社会教育の連携を通じた教育
内容の充実と人材育成を図っ
てまいります。

施策の実行にあたっては、
効果的な推進を目指し、重点
項目を絞った施策を実行しま
す。

重点施策の展開

次に、令和4年度の重点施
策について申し上げます。

1 地域とともにある学校 づくりの充実

第1は、「地域とともにある
学校づくりの充実」であります。

令和2年度末にスタートし
た「学校運営協議会」は3年
度から本格運用が始まりまし
た。「地域学校協働活動」の活
動と合わせ、学校、家庭及び
地域が相互に協力し、地域全
体で学びを展開していく「地
域とともにある学校」づくり
の充実を図ります。

「社会に開かれた教育課程」

の理念の下、子供たちに必要
な資質・能力を社会と目標を
共有して育成するとともに、
「カリキュラム・マネジメント」
を通して、教育課程の改
善・充実を図ってまいります。

2 新たな時代に対応した 教育の推進

第2は、「新たな時代に対応
した教育の推進」であります。

一人一人の子供がこれから
の社会を生き抜く力を身に付
けていくための「個別最適な
学び」や「協働的な学び」を
実現するために、ICT教育
の充実、更にグローバル化に
対応した教育の充実を図りま
す。

ICT教育では、これまで
重点的に整備した学校のICT
環境、プログラミングロボ
ットを有効活用し、情報活用
能力やプログラミング的思考
の育成を図るとともに、子供
たちの発達段階にに応じて、対
面指導とともに遠隔・オンラ
イン教育の双方の指導ができ
る体制の充実を進めます。

また、昨年度から指定を受
けて行っている国のデジタル
教科書の先行実施検証事業の
活用拡大を図ってまいります。
グローバル化に対応した教
育では、これまで本村が長く
培ってきた国際交流の成果の
上に、保育所での英語活動や
小学校1年生からの英語授業、
小中の乗り入れ授業、中学校

での英検の全員受験と無償化の取組等を通して、引き続き外国語教育の充実を図ります。またALTの任用については、契約を児童生徒の実態に合わせたプログラムに対応できる形態に替えることで教育内容の充実を図ります。

3 小中が連携して生きる力を育む教育活動の推進
第3は、「小中が連携して生きる力を育む教育活動の推進」であります。

児童・生徒には、将来にわたって生きる力の支えとなる、知（確かな学力）、徳（豊かな心）、体（健やかな体）の調和の取れた教育が重要であり、義務教育9年間に系統性を持たせた「第2期赤井川村小中連携教育方針」を踏まえた教育活動を引き続き実践し、将来の小中一貫教育を見据えた連携教育の充実を図ります。

小学校と中学校が同じ目線で個々の子供たちの成長を支えるという共通認識と、「自主性と主体性の涵養」という連携教育の目標を共有し、中学校卒業時における「あるべき姿」を『人間愛にあふれ、郷土に誇りを抱き、自己の夢や希望に向かって歩む15歳』と定め、その姿を実現するために、「小中連携推進委員会」を核に、「赤井川村教育研究会」と連携して、課題に応じたプロジェクト（部会）における

活動を推進します。

また、各校ごとに以下の取組を進めます。

【確かな学力】を育む教育の推進に向けては子供たちがこれからの社会や世界に向き合

って関わり合い、自らの人生を切り拓いていくために、生きて働く「知識・技能の習得」、未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等の育成」、学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等の涵養」が求められています。これらの力を育成するために、

- ・ 持続発展可能な社会の構築を基本理念とする学習指導要領に基づく社会に開かれた教育課程の編成・実施とカリキュラム・マネジメントによる改善
- ・ 全国学力学習状況調査の結果やチャレンジテスト等を活用した学習指導の充実
- ・ 先進地視察と効果的な実践を取り入れた授業改善

を重点に取り組みます。

また、小学校での専科教員、小中学校での各種教員加配により、指導方法の改善とともに、系統的教科指導の充実を図ります。

【豊かな心】を育てる教育の推進については基本的な倫理観や規範意識、生命の大切さや思いやりの心、美しいものに感動する心や自己肯定感を

醸成させるために、

- ・ 考え、議論する道徳授業の職員研修と実践
- ・ 児童生徒の思いやり、信頼関係を基本とした生徒指導の充実
- ・ 学校図書の実践と読書活動への支援

- ・ 児童生徒が協同作業に取り組み植樹活動の実施

などを重点に取り組みます。

【健やかな体】をつくるための教育の推進については体力は、意欲や気力にも大きく関わり、食べる事と同様に、子供たちが生涯にわたり心身ともに健やかに生きて行くための基礎となるものであり、

- ・ 全国体力・運動能力、運動習慣等調査や各種テストの実態把握に基づいた体育活動の改善、充実
- ・ 歯磨き指導、フッ化洗口や食育の充実など健康教育の推進
- ・ 部活動やクラブ活動の推進や少年団活動等との連携などを重点に取り組みます。

4 教育環境の充実と保護者支援の充実

第4は、「教育環境の充実と保護者支援の充実」であります。

教育環境については、とりわけ学校においては、コロナ感染症に対応した環境の整備等を進めてきたところでありますが、施設の老朽化、耐用年数の経過等から修繕や更新を

必要とする施設や設備が出ています。学校施設については、学校施設長寿命化計画を基本とし、国の補助事業の活用を北海道教育委員会と相談しながら、また、その他の社会教育施設についても、改善計画の策定、実施を進めてまいります。

またこれまで使用してきたスクールバスについて、経年劣化が進んでいることから、感染症対策を徹底した車両に更新いたします。

次に保護者支援についてであります。

これまでも、教育に係る保護者負担の軽減に努めているところですが、児童生徒が安心して充実した学校生活を送れるよう、

- ・ 学習教材への支援
- ・ 学校給食費無料化への支援
- ・ 部活動における全道、全国規模大会出場への支援
- ・ 漢字検定や英語検定などの資格取得者への支援
- ・ 高等学校生徒の就学支援の充実

などを重点に、本年度も継続して取り組みます。

5 心と身体の健康を目指す生涯学習の推進

第5は、「心と身体の健康を目指す生涯学習の推進」であります。

生涯学習の中核となる社会教育については、「第12期赤井川

村中期社会教育行政計画」後期計画を基本に、より多くの村民が生きがいを持って活動できるように、

- ・ 本と親しむ活動の支援や読書環境の充実
- ・ 各種団体と連携したレクリエーションスポーツの推進
- ・ スポーツ施設の計画的整備
- ・ 郷土芸能伝承活動の支援
- ・ 郷土資料の活用をはじめ郷土を知る活動の推進

- ・ 学校教育活動と連携した国際交流事業の推進
- ・ 赤井川村文化祭の充実
- ・ 放課後子供教室の充実

などを重点に取り組みます。

むすび

以上、令和4年度の本村教育行政の主な施策について申し上げます。

本村が将来にわたって持続的に発展していくためには、地域を支える人材の育成を担う教育の役割は大変重要であります。学校教育の充実と豊かな生涯学習社会の実現に向け、村議会議員の皆様並びに村民の皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

トピックス

令和3年度第3回学校運営協議会

2022.2.16 赤井川村役場

会議前半は本年度の学校評価について協議していただきました。3つの学校に分かれ、その後、全体で交流しました。

会議後半は熟議を行いました。初めに後志教育局社会教育指導班田中主査から、前回の結果と「子どもの頃の体験が育む力とその成果に関する調査研究」、北海道や本村の人口動向の説明がありました。

その後、「子どもたちに様々な体験活動を提供していくための村の教育環境のありかたについて」を議題に教員と地域・保護者に分かれてグループワークを行いました。

今回いただいた意見や評価は、各学校や教育委員会の教育活動に生かしていきたいと考えています。



赤井川小学校6年生を送る会

2022.2.18 赤井川小学校

今年は感染症対策として、低学年と高学年に分けて実施しました。前半は、1年生が学校に関するクイズ、2・3年生が先生あてクイズを発表しました。

後半は4・5年生がクイズとダンスの発表をしました。

6年生からはアニメのパロディ動画、特技の披露、お絵かきクイズ、先生たちとぶらさがり対決や縄跳び対決などを行いました。

垂れ幕に書かれた「中学生になってもナイスチャレンジ」を忘れずに活躍してください。



赤井川・都小学校一日体験入学

2022.2.22 赤井川小学校・都小学校

4月に入学予定の児童と保護者を対象とした一日体験入学が行われました。新入生は、赤井川小学校が5名、都小学校が2名です。

赤井川小学校では、1年生と一緒に動画を参考にしながら凧を作り、できあがった凧をみんなで飛ばして遊びました。感染症対策として、体育館での実施となりました。

都小学校では1・2年生や先生の指導のもと、教室で折り紙を折りました。その後、体育館に移動し、楽しみながら体を動かしました。

4月に新入生の皆さんが元気に登校する姿を楽しみにしています。



都小学校6年生を送る会

2022.3.4 都小学校

3・4年生は「6年生あてクイズ」と題し、自分と6年生の思い出をクイズにしました。1・2年生は「学校クイズ」を出しました。5年生は、6年生や在校生に思い出に残った行事や好きな給食、6年生の好きなところなどを一人で調査し、上手にまとめて発表しました。新年度の最高学年として立派な発表でした。

最後に6年生からダンスの発表と写真のプレゼントがありました。すてきな小学校生活の思い出を胸に、中学校での活躍を期待しています。



赤井川中学校卒業式

2022.3.15 赤井川中学校



3月15日(火)、赤井川中学校で令和3年度の卒業証書授与式が執り行われ、13名の卒業生に齋藤校長から卒業証書が手渡されました。

今年度も、昨年と同様に新型コロナウイルス感染予防として、来賓の制限や時間短縮など規模を縮小しての卒業式となりましたが、生徒の顔が見えるように動画を映したりと様々な工夫を重ねて実施されました。これから先、卒業生はそれぞれの進路へ進んでいきます。楽しいことだけではなく、つらいことや悲しいこともあると思いますが、中学校で過ごした日々を思い出し、頑張ってもらいたいと思います。卒業おめでとうございます。



村内小学校卒業式

2022.3.18 赤井川小学校・都小学校



3月18日(金)、赤井川小学校と都小学校で令和3年度の卒業式が行われました。

今年度の卒業生は、赤井川小学校13名、都小学校3名です。中学校の卒業式と同様、新型コロナウイルス感染予防のため、式典の規模を縮小しての卒業式となりましたが、卒業生たちは、立派に成長した姿を見せてくれました。

4月からは中学生となり、勉強はもちろんのこと部活動などでも活躍する姿を見せてくれることでしょう。卒業おめでとうございます。



健康支援センター だより

4月9日（土）はがん検診です。申し込みされた方は問診票、保険証を当日忘れずにお持ちください。

令和4年度保健事業計画

令和4年度の主な保健事業計画です。対象となる方へは個別にご案内をお送りします。

■検診・健診

○がん検診

4月9日（土）

10月18日（火）～10月20日（木）

○住民健診

10月18日（火）～10月20日（木）

■乳幼児健診

○乳児健診

6月8日（水）、12月7日（水）

○乳児相談

9月7日（水）、3月8日（水）

○1. 6歳・3歳児健診

9月21日（水）、3月22日（水）

■歯科健診・フッ素塗布

○乳幼児フッ素塗布

日程未定

○保育所歯科健診

日程未定

■ひよこの会

毎月第3木曜日（他の事業や講師の都合で前後します）

令和4年度第1回の4月21日に内容を相談します。

なお、新型コロナウイルス感染症の状況や他の事業との関係などで日程が変更になることもありますのでご了承ください。

ヒトパピローマウイルス

ヒトパピローマウイルス（以下HPV）は女性の多くが一生に一度は感染するといわれるウイルスです（※HPVは一度でも性的接触の経験があれば誰でも感染する可能性があります）。子宮頸がんのほとんどがHPVの感染で生じることがわかっています。HPVに感染してもほとんどの人ではウイルスが自然に消えますが、一部の人は子宮頸がんになってしまいうことがあります。

■予防のワクチン接種

公費で接種できるHPVワクチンは子宮頸がんの原因の50～70%を占めるHPV16型と18型の感染を防ぐことができます。公費接種の対象者は小学6年生～高校1年生です。標準的な接種期間は中学1年生とされており、村では中学1年生の4月にご案内しています。対象者で接種を希望される方は保健福祉課保健福祉係までご連絡ください。■早期発見のがん検診受診子宮頸がん検診は20歳になる年度から受けられます。子宮頸がんを早期発見するために定期的に

（目安は2年に1回）受けましょう。

成人風しん抗体検査無料期間延長

昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性の方は風疹の定期予防接種の対象者として追加されました（平成31年2月予防接種法施行令改正）。対象の方には無料で抗体検査や予防接種を受けることができます。クーポン券を、令和2年度に郵送しております。そのクーポン券の有効期限が「令和3年3月31日」と記載されていますが、令和7年3月31日まで使用することが出来ます。

詳しくは、ご案内の文書をお送りしますのでご確認の上、是非検査及び予防接種を受けてください。クーポン券を紛失された方は再発行が可能です。また、他市町村から転入された方はお持ちのクーポン券を使用できません。いずれも改めて発行しますので保健福祉課保健福祉係までご連絡ください。

■お問い合わせ

保健福祉課保健係
TEL 351-2050

献血へのご協力を お願いします

毎年、皆さまにご協力いただいております移動献血車「ひまわり号」による献血を4月28日（木）に赤井川村役場・キロロリゾートで実施します。

本年においても慢性的な輸血用血液が不足している状況が続いております。輸血を必要とする患者さんのために、幅広い年齢層の方の協力が必要となっておりますのでよろしくお願いいたします。

※新型コロナウイルスワクチン（ファイザー社製・モデルナ社製）を48時間以内に接種された方は、献血をご遠慮いただいております。

■日時・場所

4月28日（木）

○赤井川村役場

午前10時～正午

○キロロリゾート

（トリビュート）

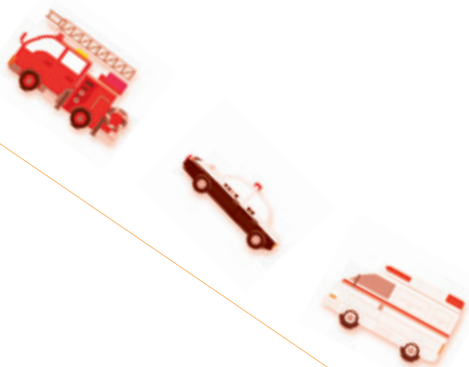
午後1時30分～午後3時

○キロロリゾート

（マウンテンセンター）

午後3時30分～午後4時30分

の ら む 簿 件 事



赤井川駐在所 梶本所長勇退

令和4年3月31日をもって、赤井川駐在所の梶本所長が退職されました。

赤井川駐在所に在職中は交通安全啓発や防犯啓発活動を熱心に行い、駐在所だよりの発行、小中学校児童・生徒に向けた交通安全や防犯についての啓発文書の作成・配布、悠楽学園大学では講師として高齢者が被害に遭いやすい特殊詐欺の口を紙芝居にし、被害に遭わないためのアドバイス等を行いました。

7年間の長きにわたり、赤井川村の交通安全・防犯の啓発活動に寄与していただき、ありがとうございます。



余市警察署だより



春の全国交通安全運動の実施

通学路

速度を落とす 思いやり

運動期間は4月6日から4月15日までの10日間です。

○通園・通学をする子どもたちを交通事故から守ろう！

○高齢者が安心して外出できる安全な社会を作ろう！

○自転車も軽車両であり「自動車の仲間」です！

○自転車に乗るときは、交通ルールをシートベルトは命綱！自動車に乗ったら、全ての座席で必ずシートベルトを正しく着用しましょう。

○飲酒運転は絶対にダメ！飲んだら乗らない、乗るなら飲まない、乗るなら飲ませない！

○道民一人一人が、「飲酒運転をしない、させない、許さない、そして見逃がさない」という強い気持ちで北海道から飲酒運転を根絶しましょう。

○4月10日（日）は、「交通事故死ゼロを目指す日」です！
一人一人が交通ルールを

正しく守り、思いやりのある交通マナーで、交通事故死ゼロを目指しましょう。

春のヒグマによる人身被害

山菜採りによる事故防止

例年、4月に入ると、行者ニンニク等の山菜を求めて入山し、山中で道に迷う、沢に転落するなどの事故やヒグマとの事故が発生しています。

○行き先を家族に伝えましょう。

○無理に山奥に入らないようにしましょう。

○目立つ色の服装で入山しましょう。

○携帯電話やホイッスルを持ちましょう。

○複数で行動し、音で存在を知らせましょう。

○ヒグマの出没情報等に気を付けましょう。

○残飯や生ゴミの処理には注意しましょう。

○フンや足跡、食べた跡を見つけたら、すぐに引き返しましょう。

○落ち着いて行動しましょう。



春の火災予防運動実施

4月20日から4月30日まで全道一斉に春の火災予防運動が実施されます。春は

空気が乾燥し強風が吹くことが多く、一年の中で最も火災が多発するシーズンです。

皆さん一人一人が火気を正しく使用し、悲惨な焼死事故を防ぎ、貴重な財産を失わないようにしましょう。

全国統一防火標語

おうち時間 家族で点検 火の始末

○火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為をする場合は、消防への届出が必要となります。

※乾燥時及び強風時などの火災が発生しやすい状況の場合は中止し、燃やす場合必ず現場に立ち会い、消火の準備をしておくなど、近隣に住む方々へ迷惑をかけないためにも皆さんのご協力をお願いいたします。

お知らせ 伝言板

4月から役場の行政 機構が変わります

4月1日より、役場の行政機構に変更があり、各係の担当する業務にも変更がありますのでお知らせします。

【新設】

■住民課

○税務係

○住民係

※従来の業務に加え、交通安全、防犯、消費生活関係の担当となります。

【変更】

■保健福祉課

○福祉係

○保健係

○国保衛生係

○介護保険係

【廃止】

■介護保険課

介護保険業務については、保健福祉課に統合となります。

詳細は、4月1日に配布する区会回覧をご覧ください。

令和4年度悠楽学園 大学参加者募集

今年度も、村では生涯学習の場として悠楽学園大学を開講します。

講師は毎月変わり、テーマも様々です！皆さま、ご自分を育んでみませんか？この講座は65歳以上の方ならどなたでも、無料でご参加いただけます。（宿泊研修を除きます。）

毎月第4木曜日の午前10時～午後12時までの講義です。参加をご希望の方は4月29日（金）までに役場・悠楽学園大学担当へお電話ください。

今年のご参加でも、参加されたい講義のみのご参加も自由です。
■お問い合わせ
保健福祉課介護保険係
TEL 3512050

■講義の実施予定

開催日（第4木曜日）	講座名	講師
5月25日	悠楽学園大学開講式 講話「むらのうごき」	学校長（村長）
6月23日	防犯・交通安全教室	赤井川駐在所長
7月 （日付未定）	宿泊研修 ※行程と日時は後日決定します。 自己負担が発生します。	引率：保健福祉課職員
8月25日	糖尿病講演会	健康づくり財団 （看護師・管理栄養士・歯科医師または 歯科衛生士）
9月22日	くらしの講座	社会福祉協議会
10月27日	未定	地域包括支援センター
11月24日	認知症の理解と予防	北翔大学教授（コープさっぽろ事業） 担当：介護保険係
12月22日	年末レクリエーション	協賛：赤井川村保健推進員協議会
1月26日	赤井川へき地保育所交流会 & マイナンバーカード講習	赤井川へき地保育所 & 住民係
2月22日	救急救命講習	北後志消防組合赤井川支署
3月24日	令和4年度 悠楽学園大学修業式	学校長（村長）・議長祝辞

年度途中からの参加も出来ます。

会場の都合がありますので、1ヶ月前にはご連絡ください。

※予定ですので、変更になる場合があります。

農業委員会だより

農業委員会総会 第21回

◆開催月日／2月28日
◆会議案件

◆農地法第3条の規定による許可申請について

◆赤井川村賃借料情報の設定について

◆赤井川村農業労務標準賃金等の決定について

◆農地等の権利取得に係る別段面積の設定について

お知らせ

◆赤井川村農業労務標準賃金・農業機械請負標準料金を設定しました

農業委員会では、農作業の賃金等を決める目安として、農業労務標準賃金及び農業機械請負標準料金を設定しておりますが、今年度の賃金等につきましては、下記のとおり設定しましたのでお知らせします。

◆受付件数売買希望 7件
買受希望 2件
(令和4年3月15日現在)

■赤井川村農業労務標準賃金・農業機械請負標準料金

◇田作業

区分	労働時間	食事	賃金	備考
稲作一般	8時間	昼食持参	7,200円	休憩 昼食時1時間 休息 午前・午後各15分
※送迎 雇用主負担				

◇畑作業

区分	労働時間	食事	賃金	備考
畑作一般	8時間	昼食持参	7,200円	休憩 昼食時1時間 休息 午前・午後各15分
※送迎 雇用主負担				

パート：1時間 900円

◇農業機械請負標準料金

区分	作業機械名	基準規格	料金	
			1時間当たり	10a当たり
耕起	ロータリー	トラクタ-50HP	6,000円	4,000円
耕起	プラウ	トラクタ-50HP4WD	5,000円	—
碎土	ロータリー	トラクタ-50HP	6,000円	3,000円
施肥播種	プランター	なし	—	2,500円
代かき仕上	水田ロータリー	トラクタ-30HP	5,000円	—
稲刈	自脱コンバイン	なし	—	12,000円
田植え	田植機	なし	—	5,000～6,000円
乾燥 (初摺含)	乾燥機 初摺機	なし	1俵	1,380円

なお、農業労務標準賃金等につきましては、北海道の最低賃金の改定に合わせ農業委員会総会で、村の賃金等の実態を考慮して設定しておりますが、これはあくまでも標準的な目安となるものであり、詳細につきましては当事者間での話し合いにより決定していただくことになりますので、ご協力の程をよろしくお願いいたします。

■赤井川村賃借料情報の公表

農業委員会では、農地法第52条の規定に基づき、令和3年1月から令和3年12月までに賃借された賃借料を基に、令和3年農地賃借情報を公表しています。

1. 田(水稻)の部

(10a当たり)

地域名	平均額	最高値	最低額	データ数	備考
赤井川村	10,100円	10,900円	9,500円	21	5件
昨年	9,500円	11,300円	9,200円	6	2件
過去5ヶ年	9,000円	11,200円	4,100円	13	4件

2. 畑(普通畑)の部

(10a当たり)

地域名	平均額	最高値	最低値	データ数	備考
赤井川村	4,500円	5,000円	3,000円	9	6件
昨年	2,100円	3,000円	900円	6	6件
過去5ヶ年	3,300円	6,600円	900円	19	7件

3. 畑(牧草地)の部

賃貸契約件数が0件のため非公表。

なお、公表した金額で契約を勧めるものではありませんので、賃借料につきましては、当事者間での話し合いにより個々の条件などを考慮して決定してください。

運転免許更新時講習

新型コロナウイルス感染症防止対策のため、受講制限を行っていただきますので受講を希望される方は、事前に予約を行ってください。

■優良運転者講習(30分)

4月13日(水) 午後3時30分
4月28日(木) 午後3時30分

■一般運転者講習(1時間)

4月20日(水) 午後1時
4月28日(木) 午後1時

■違反運転者講習(2時間)

4月13日(水) 午後1時
4月28日(木) 午後1時

■初回講習(2時間)

4月13日(水) 午後1時
※会場は全て余市町中央公民館です。

※該当する講習をご確認の上、警察署等で更新手続き後、受講願います。

※「優良運転者」は過去5年間違反なし、「一般運転者」は過去5年間で軽微な違反が1回のみ、「初回講習」は運転免許を取得して5年未満、それ以外は「違反運転者等」講習を受講することとなります。

令和3年確定申告後 納付が必要になったら

◇振替納付日について

令和3年分の確定申告の振替納付日は、次のとおりです。

■令和3年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告

4月21日(木)

■令和3年分の個人事業者の消費税及び地方消費税の確定申告

4月26日(火)

※確実に振替納付できるよう、振替納付日の前日までに預貯金残高の確認をお願いします。

◇期限内に納付できなかった場合

期限内に納付できなかった場合や、振替口座の残高不足等で振替納税ができなかった場合には、法定納期限(令和3年分の所得税及び復興特別所得税は令和4年3月15日(火)、個人事業者の消費税及び地方消費税は令和4年3月31日(木))の翌日から納付する日までの期間について延滞税がかかります。

この場合、金融機関(日本銀行蔵入代理店)又は所轄の税務署の納税窓口で本税と延滞税を併せて納付し

ていただくこととなります。納付書は、税務署又は所轄の税務署管内の金融機関に用意しています。金融機関に納付書がない場合には、所轄の税務署にご連絡ください。

なお、金融機関又は税務署の納税窓口での納付以外に次の納付方法があります。

■クレジットカード納付

「国税クレジットカードお支払サイト」からお手持ちのクレジットカードを利用して納付できます。納税額に応じた決済手数料がかかります(決済手数料は国の収入になるものではありません)。

詳しくは、国税庁ホームページの「クレジットカード納付の手続」をご確認ください。

■QRコードを利用したコンビニ納付

ご自宅などで、国税庁ホームページで提供する作成システム等から納付に必要な情報をQRコードとして作成(印刷)し、コンビニエンスストアで納付できます(納付できる金額は30万円以下となります)。

※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。詳しくは、国税庁ホームページの「コンビニ納付

(QRコード)をご確認ください。

また、令和4年中における延滞税の割合は、次のとおりです。

①納期限の翌日から2か月を経過する日までは、年2.4%の割合

②納期限の翌日から2か月を経過する日の翌日以後については、年8.7%の割合

具体的な延滞税の計算は、上記の①又は②の期間ごとに計算します。

※国税庁ホームページにおいて、簡単に計算することができます。

■お問い合わせ

余市税務署
Tel 22-22093

教職員人事異動 (4月1日付け)

【赤井川小学校】

◇転出

▽校長

半田 健一
(仁木小学校)

▽教諭

川島 峰子
(任用期限終了)

◇転入

▽校長

姉帯 隆文
(美国小学校)

▽教諭

細田乃里子
(大川小学校)

【都小学校】

◇転出

▽教頭

山本 里香
(俱知安西小学校)

▽教諭

池田早智子
(俱知安小学校)

▽養護教諭

久保田由紀子
(退職)

▽事務

太田 政裕
(大川小学校)

◇転入

落合 顕治
(昆布小学校)

▽養護教諭

寺井 優海
(御保内小学校)

◇転出

▽教頭

山田 玲司
(恵庭市島松小学校)

▽教諭

鈴木 悠平
(島牧中学校)

▽事務

鈴木 智晴
(退職)

◇転入

林 利臣
(神恵内中学校)

▽教諭

宮川菜見子
(古平中学校)

▽事務

川内 尚恵
(余市西中学校)

※(一)内はそれぞれ転出先、転入先

3月1日付け 職員人事異動

【保健福祉課】

▽国保衛生係
(総務課財務係) 四村 謙太

◆◇赤井川村SOSネットワーク◆◇

高齢者がいなくなったことに気づいたら
すぐに余市警察署へご連絡ください

「高齢者の行方不明が発生した」と伝えてください。

Tel 0135-22-0110

区会懇談会の質疑・要望事項への回答

村民の皆さまの声を着実に行政に反映するため、昨年11月に区会懇談会を実施しました。

懇談会の中で出された主な質疑・要望事項への回答を広報あかいがわ3月号・4月号の2回にわたり掲載いたします。

【産業課所管】

○村におけるスマート農業をどのように考えていくのか。自動かん水機に対する補助を検討して欲しい。

↓村の農業規模においては、将来的にはハウス管理や防除などについてIoT化が必要になると感じています。通信回線の課題があるのも認識しています。具体的な要望などを踏まえて、村費以外の補助事業や令和4年度採択予定の道営事業の中で検討します。

(土地改良係)

○農業の規模拡大においては労働力の確保が課題。短期的に住む場所としてどこかないか。

↓短期的には教員住宅を貸すことは可能ですが、修繕等を行わないことを

理解ください。現状、3戸の教員住宅が空いており、6ヶ月以内であれば住民票を移すこと無く入居許可を行うことは可能です。他の農業者と共同で借りるなどの取り組みをご検討ください。その結果、発展的な方向に向かえば、段階的に村としても検討をします。

(農政係・建設課)

○道の駅の来場者が減っていくのではないかと。道の駅を開業して果たしてどうだったのかを総括されていない。第三者委員会などを設けるべきではないか。

↓道の駅の「観光拠点」としての評価はしていませんが、毎年度モニタリング調査等を実施するなど指定管理者の評価は実施しています。なお、旅行雑誌等では一定の評価は受けています。(産業係)

○温泉のボーリングはどうなっているのか。お湯の出が悪いが、工事が終わるまで我慢が必要なのか。来年から再来年にかけて進める予定です。なお、故障の多いボイラーの修繕は実施済みです。その

他も利用に支障を及ぼさないよう随時対応していきます。

(産業係)

○鹿の被害が拡大している。電気柵の補助金増加はないのか。

↓当初予算で不足する場合は、要望を把握し、その年に使用する方の要望は、補正予算で対応しています。

(農政係)

○来年から農協において新規就農研修生を受入ない方針であると聞いた。農協で研修を受けた身としては、その研修があつて今があると思っている。1組でも農協で受け入れる体制とはならないのか。

↓新規就農受入の体制を根本的に見直そうと考えています。新規就農に対する国の支援制度の拡充の活用や研修受入農家への支援のほか、地域おこし協力隊制度を活用した就農受入を村として検討を進めています。農協研修に関しては、受入継続の要請を行った結果、当面の間、受入は継続となりました。

(産業係)

【建設課所管】

○池田川の増水により、んにくが被害にあった。河川整備を頻繁に行ってほしい。草が生えている

部分を。

↓国費で実施できるように来年以降も順番に実施します。ポイント毎の整備は難しく上流側から順に実施していくこととなります。今後も気をつけながら実施します。

(土木係)



○赤井川河川敷の木を伐採して見栄えが良くなったが、殺風景になった。

↓災害も多くなり、河川のはん濫を起こさないよう防災の為に整備をしています。散歩コースとして利用されて、良いという方もいます。北海道の管理河川ですが、ちょっとした事は村で片付け対応しています。(土木係)

○村有住宅の増棟の計画はどのようなになっているのか。

↓都地区4戸、赤井川地区8戸の計画はありますが、現在、その計画は凍結としています。需給バランスを見て今後検討したいと考えていますが、ここ5年間は難しいと考えています。公営住宅新築よりも、リフォーム中心で対応したいと考えています。

(建築係)

【教育委員会所管】

○スクールバスの更新期を迎えているのではないかと。現在のスクールバスは、3月までは村の公共交通バスとして日曜、祝日は使用することとなり、4月からは、スクールバス本来の形に戻ることとなります。公共交通課題が一段落したら、更新を検討します。

○放課後子ども教室や保育所で、土曜日や長期休暇時の子どもを受け入れを行って欲しい。子ども教室の時間が合わないため、村外の小学校へ行くことを考えている家庭もあると聞いている。

↓子ども教室の枠組みでは、運営上のルールがあり入が難しいのが現状です。カルデラクラブで運営ができなくなったことで、行政でできる方法として

はじまったのが放課後子ども教室であり、費用効果を考えて現在の枠組みの中で進めていく方法しかないのですが、民間で実施することに対して村で支援する方法もあると考えています。

保育所においても、年々要望や需要が高まってきていることから、認可外保育所としてどこまで受入できるかを検討しなければならぬと思っています。

○小学校は統合したら良いと考えている。今後コミニティスクールの中で話し合われるとのことであるが、委員は誰で、住民意見の集約はいつされるのかと待っている状態である。

↓コミニティスクールの構成メンバーは、保護者の代表と子どもに関わる地域の代表の方々と、どのような学校が望ましいのか意見をお願いしますと会議を進めています。はじまったばかりなので、ご期待に添うような活動がなされているように感じられると思いますが、近く学校統合に関する議論も出てくると思います。学校統合は令和6年度から作業段階に入るとの方

針ではありますが、コミニティスクールで話題となった場合は、前倒しで検討を進めていきます。

○エコフレンドリーな村づくりをしませんか。自然観察会とかを教育委員会で。村の自然を知らない大人も多いし、子どもはもっと知らない。昔は総合学習の時間で「鳥を見て歩く」ということを行っていた。せめて学校の先生に取り組んで欲しい。現在、重点としてICT活用、国際交流が喫緊の課題としていますが、来年度の教育執行方針にはESD、SDGsを入れ込むことを考えており、一致するものであります。公教育なので「あれもこれも」はできませんが、「あれかこれか」はできるものがあるので、学校に伝えます。地域の皆さんのお力添えをいただければ幸いです。

○スクールバスは保育所の子どもは利用できないのか。

↓基本的には、義務教育の小中学生に限られています。

※回答については1月下旬時点で整理した事項を掲載しておりますので、ご了承ください。

年金だより こんなときは、必ず届出を

〈こんなとき〉	〈どうする〉	〈届出先〉
会社を退職したとき	国民年金に加入の手続きをする（被扶養配偶者も同様）	市町村の国民年金担当窓口
結婚や退職等で配偶者の扶養になったとき	第3号被扶養者への種別変更の手続きをする	配偶者の勤務先
配偶者の扶養からはずれたとき	第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更の手続きをする	市町村の国民年金担当窓口
配偶者が会社を変わったとき	引き続き第3号被保険者となる手続きをする	配偶者の新しい勤務先
年金手帳をなくしたとき	再交付の手続きをする	第1号被保険者 ↓市町村の国民年金担当窓口 第3号被保険者 ↓年金事務所
口座振替を開始・停止・変更するとき	口座振替納付（変更）申出書を提出する	銀行・郵便局・農協・漁協・信用金庫・信用組合・労働金庫
納付書を紛失したとき	納付書の再発行を申し出る	年金事務所
保険料を納めるのが困難なとき	保険料免除の申請をする （全額・4分の3・半額・4分の1免除） 若年者納付猶予の申請をする （30歳未満の方に限る）	市町村の国民年金担当窓口
学生で保険料を納めるのが困難なとき	学生納付猶予の申請をする （30歳未満の方に限る）	市町村の国民年金担当窓口
国民年金保険料を納めすぎたとき	国民年金保険料還付請求書の提出をする	年金事務所
65歳になったとき	老齢基礎年金の請求をする	第1号被保険者 ↓市町村の国民年金担当窓口 第3号被保険者 ↓年金事務所
障害者になったとき	障害基礎年金の請求をする	初診日に第1号被保険者 ↓市町村の国民年金担当窓口 初診日に第3号被保険者 ↓年金事務所 20歳前に障害になった場合 ↓市町村の国民年金担当窓口
死亡したとき	国民年金加入中・遺族基礎年金・寡婦年金・死亡一時金の請求	市町村の国民年金担当窓口 （年金事務所の場合有り）

※届出の内容により、届出先が異なりますのでご注意ください。
※手続きの際は、必ず届出先をご覧ください。

住民のまど

〈2月15日～3月14日届出〉
お悔やみ申し上げます

お名 前 年齢 区会
遠藤 貞子え 93歳 1町内
阿部 恵子え 66歳 1都

村長のうごき

〈2月15日～3月14日〉

15日◇赤井川中学校全国中
体連大会報告／字赤
井川

16日◇公共交通特別委員会
／字赤井川

18日◇後志町村会定期総会
／倶知安町

21日◇北後志一部事務組合
議会定例会／余市町

◇管内市町村長と後志
総合振興局との意見
交換会(We b開催)
／字赤井川

22日◇神恵内村長選挙出陣
式／神恵内村

27日◇神恵内村長選挙当選
祝／神恵内村

28日◇第3回再生可能エネ
ルギー推進委員会／
字赤井川

(3月)
1日◇全国森林レクリエー
ション協会第27回理
事会(We b開催)

8日◇赤井川村議会第1回
定例会／字赤井川

14日◇新おたる農業協同組
合長来庁／字赤井川

◇余市警察署長離任挨
拶／字赤井川

むらの日誌(2月)

9日◇水道下水道検定

◇土木検定

◇水道・下水道検定

14日◇入札

15日◇赤井川村国際交流推
進委員会臨時総会

◇農業青色申告／3
月1日

16日◇公共交通特別委員会
第3回学校運営協議
会

18日◇校長・教頭合同会議

◇教頭会議

22日◇農林業活性化推進協
議会事務局会議

24日◇地域公共交通協議会

◇教育委員会

28日◇第3回再生可能エネ
ルギー推進委員会

◇第21回農業委員会総会

◇教育委員会

自衛官募集

自衛官候補生及び一般曹
候補生(男子・女子)・一
般幹部候補生(一般・歯
科・薬剤)・医科・歯科幹
部を募集します。

自衛隊札幌地方協力本部
小樽事務所では、新型コロナ
ウイルス感染予防対策を
万全にして説明会を随時行
っております。

※自衛官候補生及び一般曹
候補生の採用年齢が18歳
以上33歳未満に改正され
ました。

お問い合わせ

自衛隊札幌地方協力本部
小樽地域事務所

小樽市稲穂2-22-4

樽石ビル2F

Tel 0134-22-5521



無料法律相談所の開設

日時

4月20日(水)

午後1時から午後4時

場所

余市町中央公民館(余市
町大町4丁目143番地)

Tel 23-5001

※ご利用される方は、事前
に必ず余市町役場へご連
絡願います。

(Tel 21-2111)

人口と世帯

	日本人	外国人	総人口	前月比
人口	1,038	74	1,112	△3
男	521	42	563	△3
女	517	32	549	±0
世帯数	548	65	619	△4

※令和4年2月28日現在

今月の表紙

今月の表紙は中学校の卒業式からの1
枚です。

4月からは高校生になる卒業生の皆さん
は慣れないことも戸惑うこともあるかもしれ
ませんが、新しい環境でも頑張ってください
ね!



赤井川村写真館～赤井川の四季～



一日体験入学（赤井川小学校）

撮影：教育委員会 場所：赤井川小学校 撮影日：2022年2月22日

※「赤井川村写真館」へ掲載する写真を募集しています！

あなたが撮影した村内の風景や静物、人物などの写真を広報あかいがわに掲載してみませんか？掲載したいまたはしても良いという方がおられましたら、役場総務課企画地域振興係までご連絡ください。なお、写真はプリント、データどちらでもかまいませんが、2300×1550PIXEL以上でお願いします。応募のあった中から内部で審査を行い掲載していきます。掲載希望がない場合は広報担当及び役場職員が撮影した写真やその他情報を掲載していきます。あなたもこの機会に赤井川村を見つめ直してみませんか？

編集後記

■今月より「むらバス」が運行されます。区会回覧等でもすでにお知らせしていますが今までのバスと違う点もたくさんあるため、「特集」という形で掲載しました。皆さまが利用される際の参考にしていただければと思います！

4月は、「春の全国交通安全運動」の実施もあります。雪が解け路面が見えるのでついスピードを出してはいませんか？スピードダウンで安全運転を心がけてくださいね。(K)

【発行情報】広報あかいがわ2022年4月号（No.683）

■編集・発行／赤井川村総務課企画地域振興係

〒046-0592 余市郡赤井川村字赤井川74番地2

TEL 0135-34-6211 FAX 0135-34-6644

URL <https://www.akaigawa.com/> E-Mail info@akaigawa.com

■印刷／(株)総北海 旭川市工業団地2条1丁目1-23

広報あかいがわでは、今後も村民の皆さんの身近な話題を掲載していきます。皆さんが予定している行事や参加しているサークル・ボランティア活動の話題などありましたら、総務課企画地域振興係までお知らせください。紙面の都合により掲載できない場合もありますが、できるだけ掲載するよう努力してまいります。また広報や村政に対するご意見・ご感想も募集していますので、メール又は郵送でお寄せください。

広報あかいがわに掲載された写真は被写体となった方や関係される方々へ提供することができます。ご希望の方はお気軽にご相談ください。



やすらぎと感動の赤井川
人が集まる美しいカルデラの里



CARBON OFFSET



広報あかいがわは、震災復興型カーボンオフセット用紙を使用し、CO₂削減事業並びに東北経済復興を応援しています。また、環境に優しい道産間伐材を配合した用紙を使用しています。



the most beautiful
villages
in japan